

納付指導において活用するチェック表・チラシの一覧

参考 1 税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！（税理士用）

- ・ 課税期間を通じた納付指導のポイントや参考 2 から参考 7 の資料を活用するタイミング等がチェック表形式で総括されています。初めにご覧ください。

参考 2 中間申告分の納付は期限内に！（納税者交付用）

変更

- ・ 消費税の中間申告が必要となる納税者の方や直前の課税期間の年税額に応じた中間申告の回数等が整理されたチラシです。中間申告が適用になる方に利用ください。

参考 3 - 1 消費税及び地方消費税の納税は期限内に【法人・個人事業者用】（納税者交付用）

変更

参考 3 - 2 消費税及び地方消費税の納税は期限内に【個人事業者用】（納税者交付用）

新規

- ・ 平成 31 年（2019 年）10 月の消費税率の引上げ後は、確定申告時の納税額が増加する場合がありますので注意が必要です。関与先への周知にご利用ください。
また、計画的な納税には、ダイレクト納付を利用した予納をご利用ください。

参考 4 納付の期限等のお知らせ（納税者交付用）

変更

- ・ 個人の関与先に納付の期限や振替日を周知する際にご利用ください。

参考 5 国税を期限内に納付できない場合には（納税者交付用）

- ・ 関与先が期限内に納税できない場合、デメリットの周知にご利用ください。

参考 6 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（納税者交付用）

- ・ 関与先が期限内に納税できない場合、猶予制度の利用を推奨ください。

参考 7 納付指導・相談チェック表（税理士用・納税者交付用）

- ・ 確定申告（納期限）前における納付指導の内容がチェック表形式で整理されていますので、関与先への納付指導に利用ください。
- ・ 納税者から、期限内の納税が困難との申し出がある場合は、税務署へ早期に納付相談に行くよう、指導をお願いします。

参考 8 予納制度を利用した納税のご案内（納税者交付用）

新規

- ・ 関与先が予納制度を利用される場合など、予納制度の周知にご利用ください。

（ご参考）

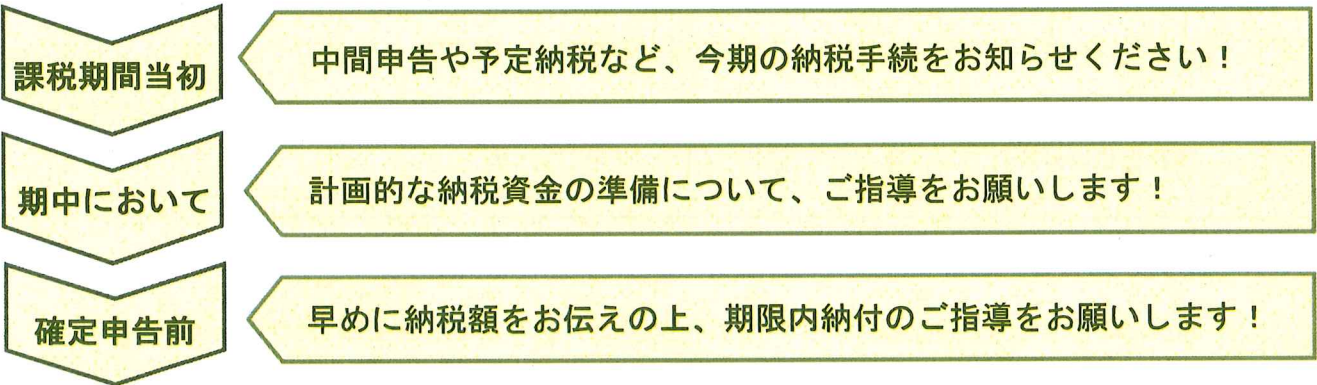
参考資料の最新版は、国税庁ホームページから入手できます。

- ・ 国税庁ホームページ掲載場所（令和元年 11 月下旬掲載予定）
（国税庁トップページ（税の情報・手続・用紙）⇒ 税理士に関する情報 ⇒ 税理士関係法令等・Q&A ⇒ 税理士が使用する様式等 ⇒ 滞納の未然防止関係様式等）

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
 - ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。1 期分は 7 月 31 日、2 期分は 11 月 30 日が納期限です。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
 - ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
 - ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
 - ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
 - ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができません（利子税がかかります。）。

(注) 上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の 確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

○ 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。

○ 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。

※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

◎ 中間申告額の納付についてのご注意

○ 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。

○ 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

○ 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

(収受印)

令和 年 月 日 _____ 税務署長殿	届出者	(フリガナ)	(〒 -)
		納税地	(電話番号 - -)
		(フリガナ)	(〒 -)
		住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		名称(屋号)	
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
(フリガナ)			
氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	印		
(フリガナ)			
(法人の場合) 代表者住所	(電話番号 - -)		

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
③	②の直前の 課税期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	④ ③の課税期間 における 確定消費税額
⑤	月 数 按 分 (④ × 6 / ③の月数)			円
参考事項		税理士 署名 押印		印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門 番号	番号 確認	通 信 日 付 印	確 認 印
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。
 (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm)

□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年（2019年）10月1日から**10%**になりました。（注）

（注）税率10%への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。

期限内納付のために

課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率で計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 令和元年（2019年）9月期（税率引上げ前）

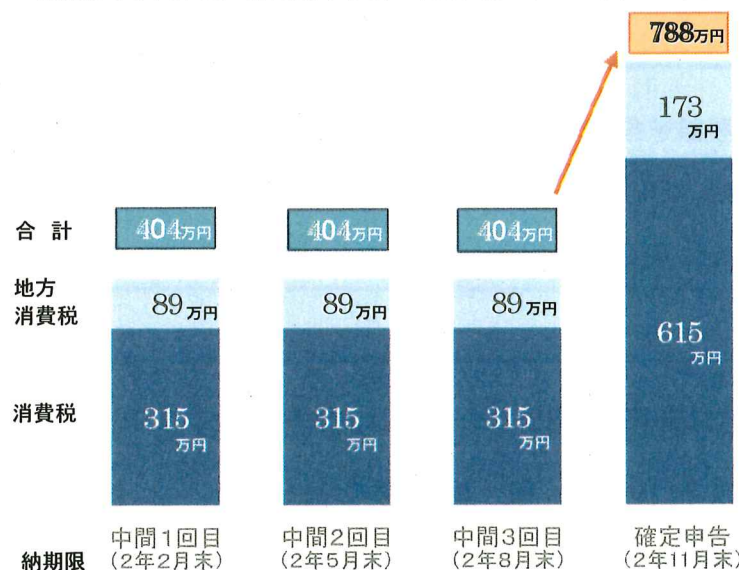


税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円
⇒ 400万円 × 3回 = 1,200万円
- 確定申告による納付額 **400万円**
⇒ 1,600万円 - 1,200万円 = 400万円

○ 令和2年（2020年）9月期（税率引上げ後）

（仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合）



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円
⇒ 404万円 × 3回 = 1,212万円
※ 地方消費税は引上げ後の税率（1.7%→2.2%）が適用されます。
- 確定申告による納付額 **788万円**
⇒ 2,000万円 - 1,212万円 = 788万円

確定申告時の納付額の増加に備えて、計画的な納税資金のご準備を！

中間申告額のほか、あらかじめ、納付（予納）することもできます。

※ 詳しくは、裏面をご参照ください。

便利な納付方法は裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書や IC カードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



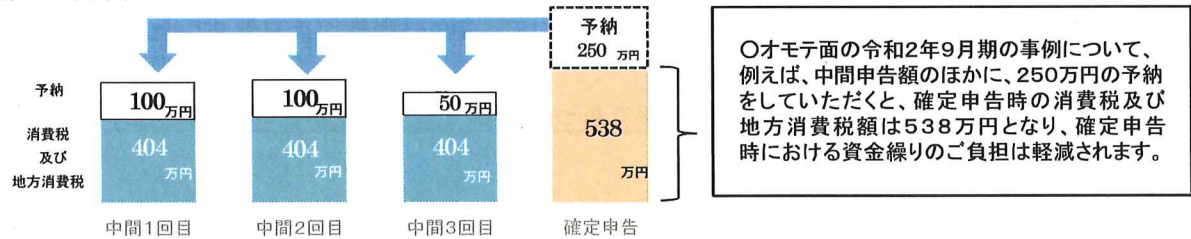
○ ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

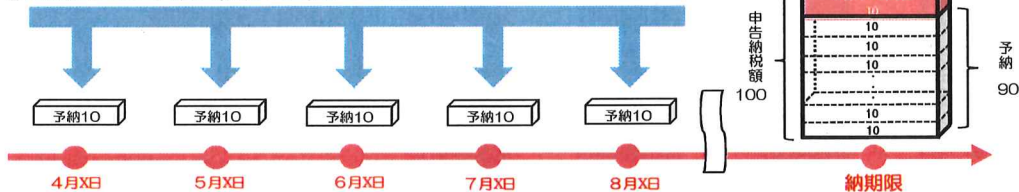
納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例1】中間申告額のほか、任意の金額を納付（予納）する場合



【例2】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年（2019年）10月1日から 10%になりました。

（税率10%への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。）

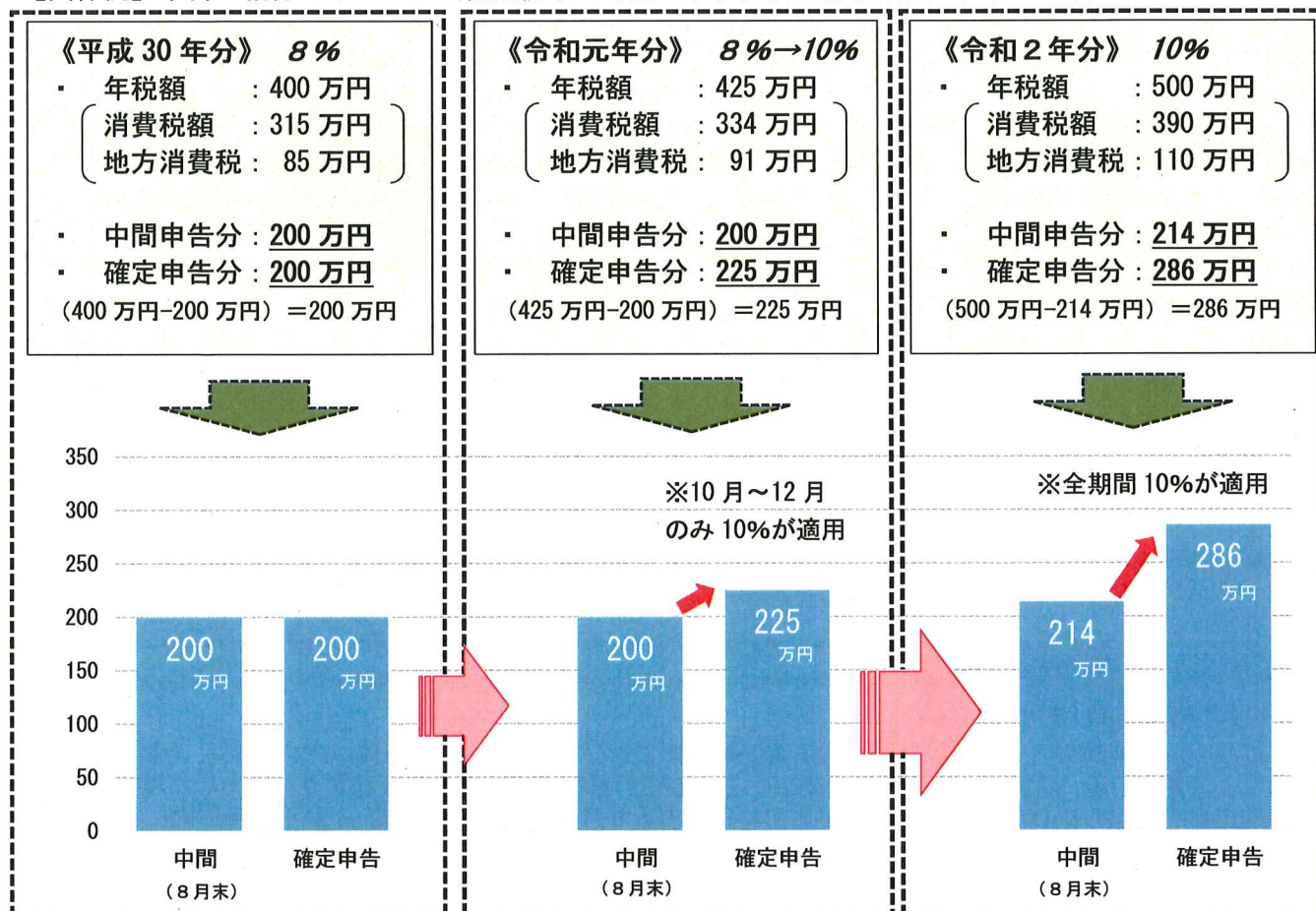
期限内納付のために

課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率で計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮せず、直前の課税期間と同様の決算内容と仮定）



（注）上記の税額は、仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合となります。

確定申告時の納付額の増加に備え、計画的な納税資金の準備を！

※中間申告額のほか、あらかじめ納付（予納）することもできます。

便利な納付方法は裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングとの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

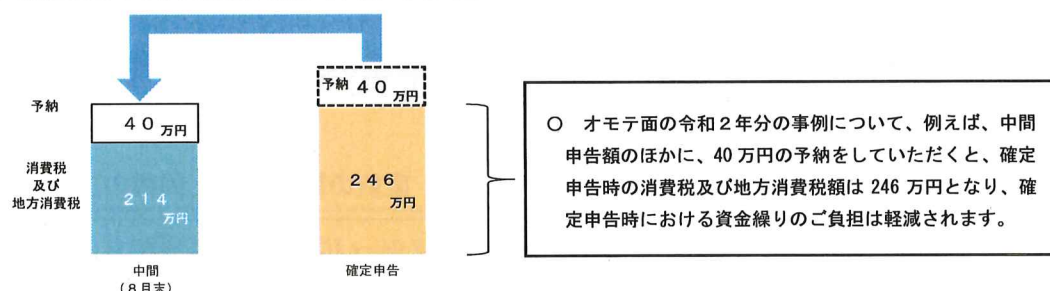
○ ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

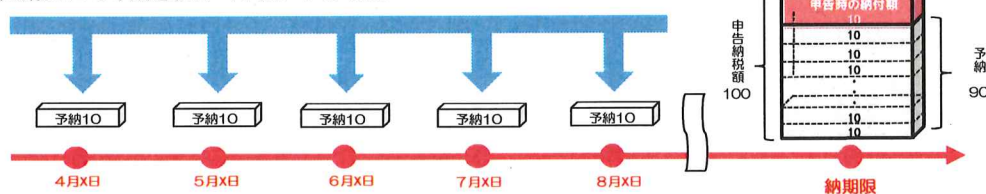
納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例1】中間申告額のほか、任意の金額を納付（予納）する場合



【例2】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注）から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

納付の期限等のお知らせ

令和元年分
確定申告

納付の期限
納期限

振替日
振替納税をご利用の場合

納付額のメモにご利用ください…

申告所得税及び
復興特別所得税

消費税及び地方消費税
(個人事業者)

令和2年

3/16(月)

令和2年

3/31(火)

令和2年

4/21(火)

令和2年

4/23(木)

円

円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日（振替納税をご利用の場合）は令和2年6月1日(月)です。

国税の納付手続について

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落とししますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。詳しくは裏面をご覧ください。

振替納税を利用されない方は、QRコードを利用したコンビニ納付や電子納税をすることもできますので、裏面の各種ご案内をご覧ください。

また、インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードにより納付することもできますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

なお、現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。


(注) 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。

納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

納税には

振替納税のご案内

便利で安全な振替納税(口座振替)をお勧めします！

- ✓ 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
 - ✓ 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
 - ✓ 一度手をすれば、継続して利用できます。
-  **転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続きが必要です。**

提出書類

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要です。) 用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。また、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) からダウンロードすることもできます。

提出期限

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

令和元年分確定申告から利用する場合

申告所得税及び復興特別所得税 ▶ **令和2年3月16日(月)**
消費税及び地方消費税(個人事業者) ▶ **令和2年3月31日(火)**

提出場所

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。



- ◎ 振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。
- ◎ 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を『QRコード』として作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付することができます(納付できる金額は30万円以下となります。)

納付ができるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

なお、e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

⇒ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

⇒ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うこととなります。

⇒ 納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ② 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したと

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請の手続など、詳しくは税務署(徴収担当)にご相談ください。

国税を滞納すると…



国税を一時に納付できないときは、税務署で納付相談を受けています。
納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。
納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。



督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…



財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの搜索を行う場合があります。



納付の相談がない、納付の約束が守られないなど
納付の意思が認められないような場合は…



財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。



取立て・公売

※ 差し押さえた債権の取立てを行います。
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の
税務署（徴収担当）にご相談ください。

※ 国税を一時に納付できない納税者の方で、法令の要件に該当
する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる」と認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

- 申請書の書き方などについては、「**猶予の申請の手引**」をご覧ください。

「**猶予の申請の手引**」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎ 確定申告（納期限）前の納付指導

- 1 納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。
 - ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
 - ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。
- 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。
 - ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

- 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。
 - ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。
- 4 納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。
 - ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
 - ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。
- (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。
 - ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
 - ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（刊行物等→パンフレット・手引き→その他→猶予の申請の手引）から入手できます。
- (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね3月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄（納税者が記載してください）

氏名（名称）			住所（所在）			
課税期間	年 月 日～	年 月 日	税 目	税	税額	円
1	期限内に納付可能な金額			円	(納付予定日 年 月 日)	
2	残額についての納付計画			円	(納付予定日 年 月 日)	
				円	(納付予定日 年 月 日)	

(注) 納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求め場合があります。

○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。



予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

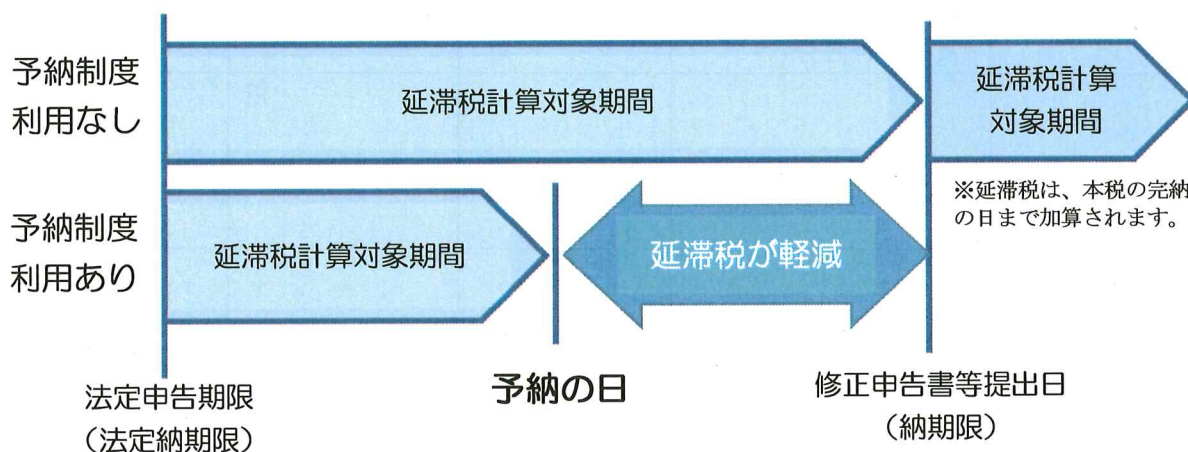
予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
- 2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。



国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号

()

氏名又は法人名



下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税				
税目	年分(事業年度分) 及び申告区分	納期限	税額	備考
			円	
予納する理由	(令和 年 月 日申告書等提出予定)			

【予納に当たっての留意事項】

- 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前(納期限前)に、その還付を求めることはできません。
- 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます(充当した後の残額については還付されません。)

《記載例》



国税の予納申出書

令和 年 月 日

所轄の税務署名を書いてください。

〇〇 税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

住所 (又は居所)、電話番号、
氏名 (又は法人名) を書いてください。

T市〇〇町〇—〇

電話番号

××× (△△△) 〇〇〇〇

氏名又は法人名

国税 太郎



下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税				
税目	年分(事業年度分) 及び申告区分	納期限	税額	備考
消費税及び 地方消費税	令〇.〇.〇~ 令〇.〇.〇 修正申告	令〇.〇.〇	円 1,234,500	
予納する国税の税目、年分、申告区分、 納期限及び税額を書いてください。				
予納する理由	(令和 〇年 〇月 〇日 申告書等提出予定)			
	(例) 修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。			

予納する理由を書いてください。

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前(納期限前)に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます(充当した後の残額については還付されます。)